

令和 8 年度 電気通信積算基準の改定

国土交通省 大臣官房 参事官（イノベーション）グループ 電気通信室

課長補佐 いわた こうじ 岩田 宏治

1. はじめに

国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）（以下、「電気通信積算基準」という）は、電気通信設備工事等に必要とされる標準的な歩掛等を設定したもので、国土交通省が発注する電気通信設備工事の工事費の積算に活用されています。

これら電気通信積算基準は、適切な積算に資するため常に実態に即した内容であることが必要であり、毎年実施している施工実態調査等において、技術動向、社会動向、関連技術基準の改定等を反映させ、歩掛の見直しや新たな技術・工法の追加等の改定を行っています。

今回の改定では、間接工事費の対象の見直し等を行うとともに、土木工事標準積算基準書（電気通信編）等の運用の改定を行っています。適切な工事費の積算に向けた取り組みを推進します。

2. 電気通信積算基準の改定概要

(1) 光ケーブルの間接工事費

光ケーブルはこれまで共通仮設費の対象外としましたが、実態調査の結果から共通仮設費の対象としました。

■令和 8 年度 光ケーブルの間接工事費等

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額 項目	直接工事費	直接工事費 + 共通仮設費 = 純工事費	純工事費 + 現場管理費 + 機器間接費 = 工事原価
材料費 (光ケーブル)	○ (×から変更)	○	○

○対象とする ×対象としない



(2) 機器・材料等の区分

電気通信積算基準において、機器は「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの」、材料は「素材品質等の確認（認証等を含む）が製作工場等でなされて調達されるもので、施工現場において造成、加工を必要とするもの」としており、経費の対象が異なります。そのため、「機器・材料等の区分」を定めています。

■令和8年度「機器・材料等の区分」の見直しの一部（青字は変更部分）

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物
情報処理設備	① IP ネットワーク装置等	①ケーブル・電線及び配線材料	—
	② IP エンコーダ, IP デコーダ	②ケーブルラック	
	③無線 LAN 装置	③光ケーブル, 光コード, 光成端箱（汎用品）	
	④上記①～③に類する装置	④機器収容架（19 インチラック等汎用品及び付属品）	

設備等名称	機 器	材 料	鋼構造製作物
多重無線通信装置	①多重無線装置	①ケーブル・電線	①通信鉄塔
	②空中線及びレドーム, 同軸避雷器	②電線管等管路材及び付属品	②反射板構造物
	③伝送装置	③導波管, 矩形導波管同軸ケーブル	③空中線取付架台（仮組立等による品質検査等がされるものに限る）
	④遠方監視制御装置, 回線監視装置	④避雷針, 避雷器（SPD 含む）, 接地材	④ケーブルラック等鉄塔付帯設備（鉄塔と一体のもの）
	⑤デハイドレータ	⑤ケーブルラック	⑤反射板面
	⑥上記①～⑤に類する装置	⑥空中線取付架台（仮組立等による品質検査等がされるもの以外）	

電気通信機器は、技術の進展が早く、新たに整備される装置や廃止される装置など、入れ替わりが生じます。そこで、「機器・材料等の区分」の見直しを行いました。代表例が上記となります。

3. 関連規定等

電気通信積算基準のほか、以下の関連規定を見直しました。

- ・電気通信設備工事共通仕様書
- ・土木工事標準積算基準書（電気通信編）等の運用
- ・電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）
- ・電気通信設備工事監督技術基準（案）
- ・電気通信設備工事写真管理基準（案）

いずれも、土木工事との整合や運用実態による表現の見直し、補足の追加などです。

4. おわりに

今回紹介した基準を含め、国土交通省ホームページに詳細を掲載しています。国土交通省地方整備局等の発注工事においては、原則、入札書提出締切日が令和8年4月1日以降の案件から今回改定した積算基準を適用します。ただし、入札書提出締切日が令和8年3月1日から31日の間の案件は、特例措置として旧基準で予定価格を算定し、契約後に変更できることとしています。

今回の改定により、より実態を踏まえた適切な積算が可能となるとともに、適切な工期設定が行えることから、受注者及び発注者の設計積算の合理化が推進されるなど、働き方改革につながることを期待しています。

【参考情報】電気通信関係積算基準等

<https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html>